

講演②

「児童相談所におけるDV家庭の子供への支援」

東京都児童相談センター児童福祉相談専門課長

山元照明氏

●児童相談所について

最近では、児童相談所イコール児童虐待に関する機関というイメージがあるかもしれませんが、本来は、18歳未満の子供に関するあらゆる相談を受け付けて、支援をしていく機関です。

児童に関する相談を受付けている機関は児童相談所だけではなく、一時保護、児童福祉施設への措置、里親への委託などは児童相談所特有の機能です。特に一時保護については、保護者の承諾も基本的には不要で、緊急保護は児童相談所長の判断でできるという強大な権限をいただいています。

児童相談所は児童福祉法に規定された機関ですが、児童虐待については特別に児童虐待防止法がつくられており、そこに児童虐待の定義や児童虐待の早期発見、住民の通告義務、児童の安全確認の義務、必要な場合の出頭要求、立入調査、臨検・搜索など、子供を救う手だてがいろいろ記載されています。

●児童虐待の定義

児童虐待の定義は児童虐待防止法第2条に書かれています。児童虐待とは、保護者によって子供に加えられる行為であり、子供の人権を侵害して心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なうものです。身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待に分類されています。心理的虐待の中に、子供の面前で配偶者やきょうだいに暴力を振るうことも含まれると明記されています。

保護者の行為が児童虐待と認められるかどうかは、子供の状況、保護者の状況、生活環境等の調査を行った上で、区市町村や児童相談所が判断をしていきます。

児童虐待防止法、児童福祉法には児童虐待の通告義務があります。虐待を発見した人たち、住民の方々は総じてこの義務を負っています。児童虐待防止法ができた当時は、「児童虐待を受けた児童を発見した者は」という記載でしたが、平成16年の改正で、「児童虐待を

受けたと思われる児童を発見した者は」に変わりました。「これは虐待かもしれない」と主観的に思ったら、躊躇せず通告してくださいということです。

●児童虐待相談の流れ

児童虐待の通告の受理先は区市町村（子供家庭支援センター）を第一義に、児童相談所もあります。通告を受けて調査、診断を行い支援に結びつけていく流れは同じですが、地域の社会資源や行政サービスを駆使して、在宅で子供や保護者に寄り添って支援を行う区市町村に対して、広域行政である児童相談所は、より専門性を求められるケースに対して行政処分としての一時保護を行ったり、在宅指導や施設入所の措置を行ったりするところが大きな違いです。

●児童相談所における対応手順

通告を受理したら、子供の基本属性等々を調査した上で、児童相談所長をはじめ、各部門の係長や児童福祉司、児童心理司も参加する緊急受理会議を開き、緊急性の判断を行い、担当者や初動調査の方針を決めます。

次に、緊急受理会議で決まった初動方針に従って調査を行います。原則として通告を受けてから48時間以内に子供に直接会って安全確認を行い、虐待の種類やレベル、事実確認と経過、子供や家族についての情報収集等、いろいろな側面から調査を進めていきます。

並行して、児童福祉司が家庭や子供の状況、虐待に至った経過等、社会的な診断を行い、同時に、児童心理司はアウトリーチ（現場出張）も含めた面接や心理検査等を行いながら、心理学的な観点から診断をしていきます。また、医学的な観点からの診断も行います。さらに、緊急時の安全確保だけではなく、子供の今後の援助方針を決定するために、一時保護所の生活を通して子供の行動面から必要な支援を考えていくために、一時保護所の職員が観察会議等を開いて、行動診断について検討を行います。こういう流れで調査や診断が進んでいきます。

●児童虐待に関する最近の動向

最近の児童虐待件数の伸びは著しく、平成25年ぐらいからぐっと伸びています。厚生労働省が児童虐待についての統計を取り始めた平成2年は1,101件だったものが、この四半世紀で実に100倍以上の対応件数になってきています。警察署からの通告の増加と関連してい

と思われます。

児童相談所に通告がなされた経路別の割合では、平成18年度は7%だった警察からの通告が、10年後の28年度は45%となり一番のウェイトを占めています。内容別では、心理的虐待が年々増加してきており、平成18年度は17.2%だったものが、平成28年は51.5%を占めています。

東京都における28年度の状況を見ると、総数1万463件のうち、心理的な虐待として対応したものは約55%で、全体の24%が面前DV等でした。1万463件の年齢別の内訳は、就学前の子供は約4割、小学生までの年齢を入れると全体の4分の3を占めています。虐待者の割合は、実母が53.8%となっていますが、実際、家庭で養育に関わっているのは実母が圧倒的に多いことを考えれば、単に母親のほうが虐待しやすいということではないわけです。そもそも父親が養育にそれほど関わっていない日本の現状の結果としての数字だと思えます。

●DVと児童虐待

児童虐待防止法第2条第4項は、心理的虐待についての定義をされていますが、DVに関する部分を取り出してみると、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」ということが明確に書かれています。

これは、子供が暴力等を目撃するか否かにかかわらず、DVの問題がある家庭で子供が育つということは、心理的な虐待として対応する必要があると言っていることでもあると思います。DVに伴って、子供自身に直接身体的な虐待や言葉による暴力が向けられている場合もありますので、そこもきちんと見ていかなくてはいけないということです。

いわゆる面前DVの受理・調査について、通告経路は警察が圧倒的に多く、それもほとんど書類による通告です。警察は、DVを受けた被害者や目撃した子供、大騒ぎをしているところを心配した近隣住民の方々から110番通報を受けた後、臨場してその状況を把握します。通告される状況として飲酒時のことが非常に多い。衝突のきっかけは、経済的なことや子供の養育のこと、夫婦関係、浮気等が発端でけんかやDVに発展することが割と多いです。

通告時の家族状況では、警察が入って母子をシェルターや親族宅に一旦避難させる場合もあれば、そのまま注意で終わることもあります。また、最近は加害夫を既に逮捕・拘留した状態で通告がなされる場合もあります。

●DVが子どもに与える影響

児童相談所で見られる影響として、子供の暴力、攻撃性や落ち着きのなさ、それから解離があります。ストレスがかかった状態で記憶を失ってしまうとか、さもなくばかのように振る舞うという症状が現れます。それから、精神的なストレスや葛藤、不安が身体症状として現れる身体化があります。おなかが痛いとか吐き気がするといった症状です。また、退行現象や非行、ひきこもりや学校に行けないといった行動上の影響もあります。

心理的な影響として、継続的にDVが繰り返されている家庭の子供は相当なトラウマを抱えており、私たちが経験する中でも、安全が確保された一時保護所の中で、好きなアニメの絵を描いて、空想の世界に入っているような子供を何例か見ており、相当根深いものがあるケースも多いです。罪悪感とか無力感に襲われていたり、問題解決は暴力でなされると認識してしまったり、自分を守るために加害者と一緒になって母親に暴力を振るうような現象も見られます。

●面前DVケースへの援助

面前DVに限らず、児童虐待が単独の機関で解決することはあまりなく、いろいろな機関が連携・協力し合って、役割分担をしながら関わっていく必要があります。大概の場合、虐待は継続しエスカレートして、しかも潜行していることが普通ですので、学校や子供家庭センターと連携を取って情報を共有していくことが非常に重要になります。福祉事務所が関わっている場合もあり、子供や母親に関わる機関とダブった対応をしていく必要があります。

学校や保育園、幼稚園、子供家庭支援センター、民生・児童委員、保健センター、地元の警察、児童相談所、病院等、子供に関係する機関が区市町村レベルで要保護児童対策地域協議会を立ち上げています。ここの中で、守秘義務を負った人たちが情報交換をしますが、子供家庭支援センターが調整機関となって役割分担等を決めていきます。要保護児童対策地域協議会は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造になっており、児童相談所と子供家庭支援センターは実務者会議で、互いに持っているケースについて情報をやりとりし、その共有化を図っています。

区市町村が持っているケースをやりとりしている中で、保健センターが訪問時にDVらしきものの情報があれば、今は表面化していない問題の可能性や疑いを関係機関で共有し、DV問題のリスクを意識して、子供を注意深く見ていくことが大事になってくると思いま

す。

児童相談所としては、継続的な通所や訪問による指導や親子関係の修復を目的としたプログラム、加茂先生から丁寧なお話があったP C I TやC A R Eも取り入れて対応をしています。また、親子分離をせざるを得なかった子供にも、家族再統合プログラムを組んでスムーズに家族の再統合が進むような取り組みも行っています。

●虐待が疑われる場合の通告先

D Vによる児童虐待の通告は、非常に増えています。家族の中で、D V以外にもアルコール依存等、深刻な課題を抱えている場合もありますので、そういうところに早く介入できるという意味でもよいことだと思います。

虐待が疑われる場合の通告先として、最寄りの子供家庭支援センターがあり、児童相談所もあります。警察署は虐待の受理機関ではありませんが、警視庁管内に4万3,000人ぐらいの警察官がおり、圧倒的な人員と組織力を持っています。110番をしてすぐに臨場して子供の安全確認を図ることも可能ですから、状況によっては躊躇せず110番していただいてもよいのかなと思います。

東京都の児童相談所は11カ所ありますが、児童福祉司はまだ250人しかおらず、これで通告の1万2000件に対応していますので、機動力からすると、切迫した状況では警察がよいかと思っています。

平成27年7月に、児童相談所全国共通ダイヤル・189（いちはやく）ができました。これは365日・24時間つながるダイヤルですので、必要なときはぜひ活用していただければと思います。

<質疑応答>

Q 虐待をやめない親に対して、矯正を促すような手段はあるのでしょうか。

A 矯正を伴う指導というのはなかなかできない状況です。親御さんの意に反して、例えば分離して児童養護施設に入れるときに親御さんが同意しなければ家庭裁判所の承認をもらって施設措置をしています。平成29年に改正された法律で、家庭裁判所が児童相談所に対して、親御さんにこういう指導をしなさいという勧告を出せるようになります。たぶん来年度から具体的な方策が取られると思います。

Q 発見者からの通告について、ケースの重さとか緊急性を見きわめて、子供家庭支援センターへの通告か児童相談所への通告に分けたほうがよいのでしょうか。

A 法律上は、区市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所に通告しなさいと
なっています。一般の市民の方がどこに通告にするか選ぶ。通告受理機関の選択先を住民
に強いているというご批判もありますが、現状では住民が選択することになっています。

ただ、経緯的には急増する児童虐待通告に、児童相談所だけでは十分に対応できなくな
り、平成16年の児童福祉法改正で、区市町村が虐待通告先に加えられ、一義的には子供家
庭に関する相談は区市町村で対応することが求められるようになりました。専門性が求め
られるケースについては、区市町村から送致という形で児童相談所に上がってくる流れに
なっています。もちろん、住民の方から児童相談所に通告が入ったときに、それはまず子
供家庭支援センターへということは基本的にはありませんが、通告、相談をするハードル
が低いという意味で最寄りの子供家庭支援センターに連絡を入れていただいてもよいと思
います。